

業 務 委 託 契 約 書

発注者 津市（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○○（以下「受注者」という。）とは、令和 7 年度津市子育て世帯訪問支援事業業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により業務委託契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務）

第 1 条 発注者は、委託業務の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

（履行期間）

第 2 条 委託業務の履行期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 発注者は、委託業務に係る委託料として別紙一覧表のとおり受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は免除する。

（委託業務の実施方法）

第 5 条 受注者は、この契約に基づき、別紙仕様書及び発注者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第 6 条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の管理）

第 7 条 受注者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年津市条例第 3 4 号）を遵守するとともに、個人情報管理責任者を定めて適正に管理し、業務履行後は直ちに廃棄し、又は発注者に返却しなければならない。また、個人情報管理責任者は、従事職員に十分なセキュリティ研修等を実施し、不法行為が行われないよう周知、徹底しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 8 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 9 条 受注者は、委託業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督）

第 1 0 条 発注者は、必要があると認めるときは、指示その他の方法により委託業務の履行状況を監督することができる。

（業務担当責任者等）

第 1 1 条 受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、書面により発注者に届け出なければならない。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

2 発注者は、業務担当責任者、業務従事者等のうち、委託業務の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対しその交替を求めることができる。

(調査等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(実績報告)

第13条 受注者は、毎月の委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく委託業務実績報告書又はこれに代わるものを発注者に提出しなければならない。

(検査等)

第14条 発注者は、前条の規定により、委託業務実績報告書等の提出を受けたときは、提出のあった日から起算して10日以内に、委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知するものとする。

2 検査の実施は、履行場所又は発注者の指定する場所で行うものとする。

3 第1項の検査に合格したときをもって、委託業務の全部又は一部を完成したものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第15条 発注者は、履行期間内に委託業務を完了しない場合で、相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額の未履行部分相当額に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第1項に規定された率により計算した損害金を受注者に請求することができる。ただし、受注者が当該履行遅滞の原因が受注者の責めに帰する事由によらないことを明らかにした場合は、この限りでない。

(委託料の支払い)

第16条 受注者は、第14条第1項の規定による通知があったときは、発注者に対して当該通知に係る委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

3 受注者は、発注者が所定期間内に当該通知に係る委託料を支払うことができないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し規則第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(委託業務の内容の変更等)

第17条 発注者は、この契約の締結後の事情により必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、発注者、受注者協議の上、委託料の額を変更することができる。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約、別紙仕様書又は発注者の指示に違反したとき。

(2) 履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

(3) 第13条の規定により提出した委託業務実績報告書等に虚偽又は不正の記載があったとき。

(4) 委託業務の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 第19条第1項の規定によらず、この契約の解除を申し出たとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、受注者が法令に違反し又はそのおそれがあり、

社会的信用を大きく低下させたとき。

第18条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（受注者の解除権）

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条の規定により、この委託業務の内容を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 17 条の規定による中止期間が履行期間の 2 分の 1 以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、受注者は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約解除の場合における履行部分の清算)

第 20 条 前 3 条の規定により、この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査の上、相応する金額を支払うものとする。

(損害賠償)

第 21 条 受注者は、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

(相殺)

第 22 条 発注者は、この契約に関し受注者に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

(費用負担)

第 23 条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 津市西丸之内 23 番 1 号
津 市
津市長 前 葉 泰 幸

受注者